

# 審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第5条の5第3項
処 分 の 概 要 : 技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、第5条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続)、第22条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、第29条 (技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3日 (書換えにあつては1日)
申 請 先 : 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線3052)
備 考 :